



# 4月 10日は県議会議員 選挙の投票日 24日は市議会議員

今年は、第10回目の統一地方選挙が行われる年です。私たちの日常生活に最も身近かな選挙です。そのため、選挙にからむ買収や供応などが行われ義理・人情にとらわれがちです。民主政治の根幹をなすものは選挙にあるといわれています。

今後4年間、県政あるいは市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。しっかり見つめ、何ものにも拘束されず自らの信念に基づいて投票しましょう。

## こんなことは違反です

- ◆戸別訪問 選挙運動のため、各戸毎にまわることは禁止されています。
- ◆買収・供応 選挙運動のため、金品を贈ったり、もらったりすることは禁止されています。
- ◆選挙妨害 候補者について、デマをとばしたり脅かしたり、運動の妨害をしたり、ポスターを破ったりすると処罰されます。
- ◆飲食物の提供 選挙事務所などで、陣中見舞など訪れた人に酒類や高級な菓子などを提供してもてなすことは禁止されています。
- ◆気勢を張る行為 選挙人の注目を集めるために、自動車を連ねたり、サイレンを鳴らしたり、チンドン屋を雇って練り歩くなどの行為は、選挙人の冷静な判断を失わせる恐れがあるので禁止されています。

## だれでもできる選挙運動

- 選挙の告示後、一般の選挙人が特定の候補者を支援するためできる選挙運動には、次のようなものがあります。
- ◎電話で投票を依頼することはできます。
  - ◎道端などで、偶然行き会った知人等に投票を依頼することはできます。
  - ◎候補者から選挙運動用ハガキをもらって、友人等に推せんすることはできます。（この場合は、必ず郵便局の窓口へ差し出してください。ポストへ投入することや直接手渡すことはできません。）
  - ◎選挙運動費用の一部を現金で寄附することはできます。  
(酒類の寄附は禁止されています。)

## 事前運動はいけません

選挙運動ができるのは、立候補の届出を済ませたときから投票日の前日までに限られます。立候補前の運動は事前運動として禁止されています。

事前運動は、選挙運動期間中に禁止されている買収や個別訪問はもちろん、運動期間中は制限を受けない個々面接や電話による運動も禁止されます。

また、選挙後の選挙人に対する挨拶にかかる行為で、文書図画の配布、掲示、新聞、雑誌の利用、放送、当選祝賀会の集会を開催することはできません。

## 公営ポスター掲示場の設置

今回の選挙から公営によるポスター掲示場が設けられます。

今まで、国會議員並びに県知事選挙については、法律により公営のポスター掲示場の設置が義務づけられていましたが、昭和56年の法律改正により県議会議員以下の地方選挙についても条例により公営ポスター掲示場を設けることができるようになりました。

これは、金のかからない選挙を実現するため選挙の公営化、一覧掲示による知る権利の保障などとあわせ、街の美観保持にも役立つようにとの趣旨から立法化されたものです。

富士市においても今回行われる市議会議員選挙から、全候補者のポスターが、この掲示場に一斉に貼り出されることになりました。ポスター掲示場の数は市内で360ヵ所（県議選も同じ）で、このポスターを破ったりすると選挙妨害として罰せられます。

「アナタ誘惑に負けないで！」

